社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２６年度　第５回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成２７年３月１７日（火）
　　午後６時０５分～午後８時２０分
２　開催場所　　精華町地域福祉センター
　　かしのき苑　１階　会議室ＡＢ
３　理事総数　　１５名
４　出席者氏名　　１２名
　理事　　前西隆次　森　修美　齊藤裕三　岩前良幸　雲北一雄
　　山本正來　長谷川　悟　中畔秀昭　岩里周英　石崎照代
　　青木　透　村瀬由美子　福味加世子
　監事　　浦田善之
５　欠席者氏名　　田中智美　松本勝美
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号１　議長の互選について
　定刻に至り、定款第１１条第４項の規定により議長に村瀬由美子理事が選任され、議長は定款第１１条第５項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について
　定款第１１条第８項の規定により議事録署名人に長谷川悟副会長・福味加世子理事を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして、日程番号３、第１３号議案、財政調整基金の積立方法について、に入らせていただきます。事務局から提案願います。
事務局長　　はい、議長。第１３号議案、財政調整基金の積立方法について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会財政調整基金設置規則に基づ

いて、基金の積立方法について別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、将来、法人の運営に財源不足が生じた時等に備えて財政調整基金として積立てたいためのものでございます。平成２７年３月１７日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。こちらの案件につきましては、前回１２月の理事会でも同様にご審議いただいたところでございますが、いわゆる継続審議という格好になっておりまして、今回新たに提案をさせていただくものでございます。２ページの別紙をご覧いただきたいと思います。積立方法についての案です。１番、既積立金の状況が１０７，０７３，４１７円です。２番目、平成２６年度の積立金として当初予算に計上しておりますとおり１千万円を提案するものでございます。また、３番目の積立方法につきましては、前回と同じでございますが、利付国債（１０年）で考えているものでございます。それから今回は、もう１枚、表をつけさせていただいておりますので、さらにもう１枚お捲りいただきたいと思います。こちらの資料は一応、内部資料という形をとらせていただいておりますが、本会が保有しております財政調整基金の積立状況として一覧にまとめたものでございます。上の方の表につきましては、日時、日にち別に、財政調整基金の種類や金額、利息等を表したものでございます。今回は下の保有内訳というところ、少し小さい表で恐縮でございますが、こちらの内訳の方をご覧いただきたいと思っております。まず青色に塗られているマスですが、国債でございます。金額は３９，８４２，３７２円。その保有の割合で申しますと、３７．２パーセント。次に、地方債でございますが、金額は２９，９８５，０００円。割合で言いますと２８パーセント。それから普通預金でございますが３７，２４６，０４５円の保有額でございまして、割合は３４．８パーセントとなっております。合計いたしますと、上の表の合計額と一致すると思いますが、現在の保有内訳ということで大きく分けますと３種類。国債、地方債、普通預金という３種類にさせていただいております。前回、ご意見などをいただきましたが、将来ですね、予期せぬことが起こった時に運用上、取り崩しをしなければなら

ないことがでてきた時に備えてですね、長期よりも短期の運用の方が良いのではないかというご意見もいただいてたわけでございますが、現在、普通預金としまして、割合で３４．８パーセント、金額に換算いたしますと３，７００万円余り保有しておりまして、この普通預金を取り崩すことで、これ以上の被害額等が出た時には、また考えないといけないんですけれども、当面３，７００万円程度は普通預金として保有しておりますので、長期のものを取り崩すということは、よほど想定外のことがない限りは大丈夫ではないかということから、１２月の理事会以降、三役会議等でもご検討いただきまして、今回、国債の１０年ものを再度提案させていただくものでございます。どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木理事　　（挙手）

議　　長　　はい、青木理事。

青木理事　　昨年の１２月の理事会で、案について説明があった時には、確かあの、表面利率については０．６パーセントぐらいだと。内容的には色んなものを含めて検討いただいて、あの、３月の理事会に提案されたいということで、今回提案された内容については０．３パーセント程度ということになっていますが、傾向的には利率は去年の１２月頃からと比較しますと下がるという傾向にあるという理解でいいんですか。

議　　長　　事務局お願いします。

事務局長　　はい。前回１２月の時には、資料の方で年率で、表面利率でございますが０．６パーセント程度というふうに資料の方では記載させていただいておりましたが、精査いたしましたところ、現在、０．３パーセント程度という提案をさせていただいておりますが、前回１２月の時点でもほぼ同等の利息ということでございまして、前回資料の方が精度に欠けていたということでお詫びを申し上げたいと思います。今回、金融機関等に確認をいたしまして、表面利率年０．３パーセント程度ということは確認済みでございます。

日々変動するものでございますので多少の増減はございますが、おおよそ０．３パーセント程度ということで大きな変動はないということでご理解を賜れればと思っております。

議　　長　どうでしょうか、青木理事。

青木理事　はい。

議　　長　ほかにご質問ございませんでしょうか。

斎藤理事　すいません。遅れて申し訳ありません。

議　　長　はい、どうぞ。

斎藤理事　すいません。積立に関しては特にないんですけれども、あの、この財政調整基金という名称が適切なんか、ちょっとよくわかんないですけど。で、あの、昨今、社会福祉法人の内部留保の問題で結構言われていて、要はその使途を明確にしない積立っていいますかね、それはちょっとどうなんだという意見もあるようなんで、例えば、施設修繕であるとか、まあ、人件費引当とか、何か具体的な名称でもって、その、なんていうんですかね、あの、残された方がいいのかなと。この、社会福祉協議会の会計がどうかって僕はわからないんですけど、この財政調整基金っていう名称が、例えば１千万位だと思うようなことして、１億位になっているという、これはちょっと積立型としては不適切じゃないかとちょっと思うんですけども。それが適切な、あの、やり方に基づいてやっておられるのか確認したいんですけど。ちょっと額が大きいと思うんですみません。

議　　長　はい、事務局お願いします。

事務局長　斎藤理事のご意見のとおりでございまして、現在、国などから、まだ正式な通知は出ておりませんが、昨年ですね、国の部会などでも検討されておりましたが、使途、名目ですね、これをはっきりさせるということが挙げられておりまして、ただし、実はですね、今、本会の経理規程がまだおっついてないような状況でございまして、規則があるこの財政調整基金に致し方なく何もかもごっちゃにして積み上げているような傾向もございます。この後、第１４号議案で経理規程の一部改正もご提案させていただきたいと思っておりまして、そちらの方でですね、名目をはっきりとさ

せてしかるべきところで積み上げていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

斎藤理事　はい、ありがとうございました。

議　　長　ほかにご質問ございませんでしょうか。ご意見がなければ採決したいと思います。第１３号議案について、賛成の方は挙手お願いします。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により可決承認いたします。続きまして、日程番号４、第１４号議案、経理規程の一部改正について、に入らせていただきます。事務局から提案お願いします。

事務局長　はい、議長。第１４号議案、経理規程の一部改正について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会経理規程の一部改正について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、社会福祉法人会計基準が改定されたことに伴い、新会計基準に基づく経理規程に改めたいためでございます。平成２７年３月１７日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。２ページ目のところに、記、以下、この経理規程の一部改正の（案）をお示ししております。この中で３ヶ所ほど誤植がございましたので、誠に申し訳ございませんが訂正の方お願いいたします。まず４ページでございますが、上から７行目のところでございます。第８条第１項の「第１０章」を「第１２章」に変更する、という一文がございますが、この第１２章が誤りでございまして、正しくは「第１１章」でございました。それから７ページでございますが、ほぼ中央、改行したところがございますが、第４２条という書き出しのところです。第２項「固定資産の帳簿価額は、原則として、当該固定資産の取得価額から第５０条規定」とありますが、こちら「第４９条規定」の誤りでございました。それから最後に８ページでございますが、上から５行目のあたりです。鍵カッコのところ、増加又は減少（第５０条に規定する）とございますが、こちらも「４９条」の誤りでございました。お詫びの上、訂正お願いいたします。それからこちらの説明の文章につきましては、１１ページまでございますが、役員の皆様方に説明をさせていただ

くにあたりまして、１９ページから新旧対照表をご用意させていただいておりますので、こちらの新旧対照表を用いてご説明をさせていただきたいと思っております。左側が変更後の条文、右側が変更前の条文となっております。まず第１条、略としておりますが、この略につきましては、条文自体変更がないという意味でございますので省略させていただきます。変更後、第２条です。第４号、財務及び有価証券の管理に関する事項ということで、今もご審議いただきましたが、ここ数年につきましては有価証券を保有することもでてきておりますので、財務の後に及び有価証券の管理を追加したいと思います。第７号です。棚卸資産の管理に関する事項を追加します。第８号、引当金に関する事項を追加します。それから第３条でございますが、変更前の方で一部文章を削除させていただいております。次に２０ページに移りまして、第４条でございます。今回の新会計基準の大きな変更点の中に、名称の変更がございまして、もともと社会福祉法人の場合は変更前にございますように、会計単位と経理区分というものを用いて表現しておりました。それが、会計単位につきましては、新会計では事業区分に置き換わるというふうにイメージいただければと思っております。従いまして、第４条は事業区分として改めまして、事業区分は社会福祉事業及び公益事業とする、に改めたいものでございます。それから、新たに今回、拠点区分というものが示されまして、さらにその中にサービス区分という表現がでてきております。旧経理区分につきましては、サービス区分という名称に置き換わるというふうにご理解をいただきたいと思っておりますが、それについては第５条で説明をしております。第５条です。前条に定める各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。２項、拠点区分は、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。３項、サービス区分はその拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。４項、前条及び前項までの規定に基づき、本会において設定する事

業区分、拠点区分及びサービス区分は次のとおりとする。こちらで明記しております第１号の社会福祉事業区分ですが、この中に社会福祉事業拠点区分を置くというふうにイメージいただきたいと思います。今回は、できるだけ会計をわかりやすくしたいために事業区分と拠点区分の名称を一緒にさせていただいております。それから、それぞれのサービス区分でございますが、右側条ずれを一行おこしていますが、変更前と基本的には同じ名称を用いてサービス区分を設定させていただいております。ただし、変更後のオでございますが、訪問介護事業サービス区分というのが、変更前ではカタカナのオ、老人居宅介護等事業経理区分とさせていただいておりました。こちらの方、変更前のオですが、この中には介護保険事業の訪問介護事業と、それから障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の両方の会計を一元的に経理区分としてくくっていたものを、今回新会計基準の中では、根拠法が違うということで、変更後のオでは、介護保険の制度になる訪問介護事業サービス区分と、それからカタカナのカにつきましては、障害者総合支援法に基づく居宅介護等事業サービス区分ということで、こちら、法令に基づいて別々にサービス区分を設定させていただいたものとなっております。従いまして、変更前では一般会計の中に８つの経理区分があったものが、変更後では拠点区分の中に９つのサービス区分が設定されるということで、１つ、サービス区分としましては増えるというようなことになります。ただし、事業数が実際に増えているものではございませんので、その点ご理解いただければと思っております。次に２２ページに移りまして、２項が公益事業区分の公益事業拠点区分となります。こちらは従前の３つの経理区分、そのままサービス区分に置き換えたというような内容となっております。次に第６条でございますが、今回新たに示されました新会計基準の中でも、用語の統一というものがございまして、変更前、計算書類というふうに表現していたものが、すべて財務諸表という表現に改めているものでございます。以降につきましても、財務諸表という表現が用いられておりますが、旧計算書類ということでご理解いただきたいと思っておりま

す。それから第３項でございますが、付属明細書として作成する書類は次のとおりとする、という項をおこしております。１号から１６号まで各明細書がございますので、こちらにつきましては経理規程の中にすべて明記するという指導要領に基づいて明文化させていただいております。次に第７条でございます。こちらは条文の挿入でございます。追加でございます。共通収入支出の配分ということで、それぞれ収入や支出については合理的な基準に基づいて配分するという趣旨の文章になっております。次に第８条です。本会は、第２条に規定する経理事務（第１２章）とございますが、冒頭申し上げましたように、「第１１章」の間違いでございました。次に２４ページに移りまして、第１０条でございます。勘定科目は、別表１のとおりとする、としております。こちら別表１というのは資料が前後して誠に恐縮でございますが、１２ページをご覧いただきたいと思います。こちら１２ページから１８ページまで、新会計に基づく勘定科目をすべてこちらに列記させていただいております。従いまして、この後予定をしております、平成２７年度の収支予算（案）につきましては、それ以降の予算・決算につきましては、この勘定科目を用いて説明をさせていただくということになりますので、ご理解をお願いいたします。新旧対照表に戻らせていただきます。２４ページの続きでございますが、第１１条です。第３項の最後に、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない、という文章を追加しております。次に第１２条です。こちらは第３号のところに、その他の帳簿を追加しております。それぞれ３つの帳簿がございまして、ア．会計伝票、イ．月次試算表、ウ．予算管理表、となっております。２項並びに３項、４項につきましては、その作成の手順等を示した条文となっております。次に第１３条でございますが、こちらも用語統一に伴う変更というふうにご理解をいただきたいと思っております。２６ページに移りまして、第１４条でございます。予算の基準でございますが、本会は、毎会計年度、事業計画に基づき資金収支予算を作成する、という表現に改めております。２項は、予算は第５条に定める拠点区分ごとに編成し、

収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。それから第３項では、拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる、という文章を追加させていただいております。次に第１５条です。これも用語の統一でございますが、予算につきましては、理事会においては承認という表現を用いたいと思います。評議員会につきましては従前のとおり議決という表現を用いております。変更前では、理事会並びに評議員会双方ともに、議決という表現を用いておりましたが、議決が２回というのもおかしなことでございますので、理事会においては承認、評議員会においては議決というふうに、以降の条文でも統一させていただいております。次に第１６条でございますが、こちらも経理区分を拠点区分に改めているものでございます。第１９条に飛びまして、こちらも用語統一によるものです。第２０条の２項です。現金とは、硬貨、小切手等としておりますが、変更前は通貨としておりますが、その後ろに紙幣という言葉も出てきますので、ここでは正しく表現するためには通貨ではなく硬貨ではないかということで、今回改めているものでございます。次に２１条です。第３項を挿入しております。領収書の発行を省略する場合の規定を追加させていただいております。次のページに移りまして、２８ページについては省略させていただきます。２９ページ、第３１条です。２項、資金の長期借入に関するものでございますが、長期というのはもともと定義がなかったわけでございますが、今回、カッコ付で、返済期限が１年を超える資金の借り入れをいう、ということで長期の定義を明確にさせていただきました。第３２条につきましては、用語の統一でございます。第３３条でございますが、将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確である名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該積立金を同額取り崩さなければならない。２項、資金管理上特に必要がある場合には、積立金の積立を行わず、積立資産の積み立てのみを行うことができる。

ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。３項、積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、積立資産の承認を得た後、速やかに資金移動を行わなければならない。また、決算において新たに積立資産を積み立てようとする場合には、決算理事会終了後２カ月以内に資金移動を行わなければならない、ということに、こちらの方を追加させていただいております。こちらにつきましては、先ほども斎藤理事からご意見と言いますか、ご指摘をいただきましたとおり、その目的を明示した名称を付さなければならないということに改めているものでございますが、具体的にはまたのちほどど、４１条のあたりで説明をさせていただきたいと思っております。１つ飛びまして、第３５条です。２項に、有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。３項、有価証券の評価は、総平均法に基づく原価法によって行う。４項、有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。５項、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。こちらは本会においても有価証券が増えてきているということを受けまして、評価又は管理の基準を明確にしたものでございます。次に第３６条でございます。資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、原則として、当該資産の取得価額による。２項、資産の時価が、帳簿価額から５０パーセントを超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。３項、通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額を

もって行う。４項、交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。こちらも、資産の評価ということで、本会が現在保有している資産というのは、大きくはデイサービスセンターの建物のみとなっておりますが、指導要領に基づきまして、こちら資産評価の原則についても追加をさせていただいております。次に３２ページに移りまして、変更前、右側をご覧いただきたいと思います。第３６条、１つ飛びまして第３８条及び第３９条は、それぞれ引当金というふうになっておりますが、今回、引当金の３つの条文を一旦削除させていただきまして、新たに、のちほど説明いたします第８章というところで引当金の項目をおこしまして、そちらでまとめてですね、表記をさせていただいておりますのでこちら一旦全文という格好をとらせていただいております。３３ページに移りまして、第４１条です。この規定において固定資産とは、取得日後１年を超えて使用する有形及び無形の資産（土地、建設仮勘定及び権利を含む。）並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が１年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金（特定の目的のために積み立てた積立資産の場合には、長期保有目的に限らない。）及び投資有価証券等をいう。２項、前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。今回、社会福祉法人の新会計でございますが、どちらかと言いますと、企業会計の方により近づいたというふうに一般的には言われております。その中の１つの理由といたしまして、リース資産とか、リース会計というものが導入されてくるわけでございますが、今回、２号のその他の固定資産の中でもリースに関する行を追加させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。こちら３３ページでは、カタカナのケ．です。有形リース資産を追加しております。次の３４ページに移りまして、カタカナのシ．無形リース資産を追加しております。それから、カタカナのソ．以下でございますが、まずソ．につきましては、ソ．長期預かり金積立資産、タ．退職給付積立基金預け金、チ．退職給付引当資産、これら用語の統一と、それからチ．については追加とさせて

いただいております。また、カタカナのツ．ボランティア基金積立資産、並びにテ．財政調整基金積立資産につきましては変更前をご覧いただきますと、預金と最後に表現されておりますが、現在はご承知おきのとおり、預金以外に国債等の保有をしておりますので、預金ではなく資産という表現に改めるものでございます。それから、カタカナのト．といたしまして、デイサービスセンターの積立資産を新たにおこしております。こちらにつきましては、現在は財政調整基金に、毎年積み立てをさせていただいておりますが、先ほど３０ページの第３３条にもございましたが、その目的を明示した名称を付さなければならないという指導要領の考え方から、新たにデイサービスセンター積立資産を追加したいものでございます。３項です。１年を超えて使用する有形固定資産又は無形固定資産であっても、１個もしくは１組の金額が１０万円未満の資産は、第１項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。こちらについては、固定資産の基準を表したものとなっております。次に第４２条でございますが、２項です。固定資産の帳簿価額は、原則として、当該固定資産の取得価額から第４９条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする、を追加します。第４３条でございますが、こちらがリース会計に関する考え方、基準でございます。第４３条、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約１件当たりのリース料総額が３００万円以下又はリース期間が１年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。２項、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。３項、前項に定めるリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第１項又は第２項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定

資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が１０パーセント未満である場合とする。４項、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。ここで出てきます、横文字でございますが、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースというものが出てまいりますが、まずファイナンス・リースにつきましては、貸与する側が現に持っていないものを代わりに購入して貸す取引を、ファイナンス・リースと呼んでおります。対しまして、４項に出てまいります、オペレーティング・リース取引につきましては、貸す側がすでに持っているものを貸す取引、レンタカーであったり、それからＣＤのレンタル等も、このオペレーティング・リースに入ると思いますが、対して、ファイナンス・リースにつきましては、現にないものを代わりに購入してそれを貸与する場合の取引を、ファイナンス・リース取引というふうに区別しております。こちらは企業会計の考え方というふうに聞いております。それから以降につきましては、条ずれの部分でございますので、３６ページをご覧いただきたいと思います。第４７条です。こちらも用語の統一でございますが、カッコ書きのところ、第５０条につきましては、「第４９条」に改めていただきたいと思っております。それから第４９条でございますが、減価償却の部分です。新たに第６項を追加しております。減価償却資産は、その取得価額から減価償却累計額を直接控除した価額をもって貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記するものとする。こちらにつきましては、平成２７年度の決算から減価償却の累計額を注記していくということを謳っている条文でございます。それから次に第８章、引当金でございます。先ほども触れましたように、各３つの条文につきましてはもともとの条文と同じでございます。第８章として、引当金という章をおこしているものでございますので、条文の説明については省略させていただきます。３８ページに移りまして、第９章の決算です。ここからは１つ章ずれをおこしております。第５３条につきましては、拠点区分、サービス区分などの用語の統一でございます。それから３９ページに移り

まして、第５４条でございますが、第３号を追加しております。上記第１号、及び第２号に基づく未収金、前払金、未払金、前受金及び棚卸資産の計上。それから第６号には、ウ．を追加しております。国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し、でございます。それから第７号につきましては用語の統一と、それから、内部取引科目の集計を追加しております。それから第８号に注記情報の記載、ということを追加させていただきましてすべて決算整理事項として対応するものでございます。次に４０ページの方に移りまして、第５５条、税効果会計です。法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。第５６条、財務諸表及び附属明細書の作成に関して、事業区分間、拠点区分間、サービス区分間における内部取引は、相殺表示する。第５７条、財務諸表には次の注記事項を記載しなければならない。こちらは第１号から第１５号まで、すべて注記しなければならないものを明文化した文章となっておりまして、この第５５条から第５７条につきましてはいずれも新会計基準のとおりとさせていただいております。それから２項でございます。財務諸表の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの２種類とし、拠点区分の注記においては、上記１号、１２号、１３号を省略する、となっております。それから第５８条でございますが、こちらも用語統一ということで、説明は省略させていただきます。４２ページに移ります。第３項の部分で、こちらは決算事項となっておりますので、決算におきましては理事会は認定、評議員会は承認をという表現で統一をさせていただきたいと思います。こちらも指導要領の考え方に沿ったものでございます。次に第５９条です。会長は、必要があると認められる場合には、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させるものとする。２項、会長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じて関係部署に改善を指示する。３項、監査報告に記載された事項に関する改善

状況は、後の内部監査において確認するものとする。こちらは従前も内部監査の規定はございましたが、手順の明確化を謳るものでございます。第６０条です。２項で追加、変更がございます。外部監査を依頼した場合には、会長は、前項の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない、に改めます。こちらは監査後の報告の義務付けを謳う条文です。次に第６３条でございますが、２項の中で、変更前は自治大臣という表現でございまして、こちらはもう自治省がなくなっておりますのでその役割はすべて総務省に移っておりますので、総務大臣に改めているものでございます。それから最後、４４ページに移りまして、第６８条。こちらも用語統一でございますので省略させていただきます。それから第６９条並びに第７０条につきましては、本文中の条ずれの影響を受けたものと、それから用語統一ということでございますので、こちらも説明の方は省略させていただきたいと思います。変更後、一番最後のところでございますが、附則です。５、この規程は、平成２７年４月１日から施行する、を追加させていただくものでございます。以上が、新旧対照表を用いた説明となっておりますが、今回、新会計基準が示されまして３年間ほどの経過措置がございましたが、平成２６年度が最終年度ということで平成２７年度の予算からは、すべての社会福祉法人が新会計基準に基づいて会計処理をしなければならないということになっておりますので、その理由から経理規程の一部改正を提案させていただくものでございますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　ただいま事務局の方から説明をいただきましたが、その内容に関しまして質疑がございましたら、挙手にてお願いいたします。ご意見・ご質問がありましたら、どうぞ挙手を挙げてお願いします。ご意見なければ採決したいと思います。第１４号議案について。

青木理事　（挙手）

議　　長　ごめんなさい。はい、どうぞ。

青木理事　あの、４２ページのね、第５９条の内部監査の関係ですけどもね。今までは内部会計監査担当者という形は、職員を選任していたと

いうことですね。今回は内部監査役として会長が選任するというのはどういう決めになるか、ちょっと説明していただきたい。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　はい、議長。ご質問ありがとうございます。こちらの内部監査につきましては、精華町社協の場合、会計責任者１名と会計職員２名を従来から選任しておりまして、その会計職員が正しい会計処理ができているかどうかを確認するために、本会職員の中から現に会計職員でない者をですね、指名、選任いたしまして、その者が正しい会計処理が行われているが、第三者の目でチェックを入れるという内部監査の仕組みでございまして、多少の表現の違いはございますが、基本的には内部の職員、会計職員ではない職員が内部監査を行うというイメージとなっております。

議　　長　どうでしょうか。よろしいですか。

青木理事　ということは、あの、会計の担当者以外の方を選任するということですね。実態的にそういう経理関係がわかるんかな。今回かなり大幅な改正になってますし、企業会計的な内容になってますし、通常の、かなりの知識というかね、そういう理解はいかがですか。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　はい。確かに、ある程度の知識がないと数字だけの確認をしてもあまり意味がないと思いますが、内部でも定期人事異動で前任の会計職員等も中にはおりますので、そういった、まったく畑違いの職員ということではなくてですね、例えば前任者、また前々任者に一時的に確認させるために内部監査を実施するということは、今後においても可能かなというふうに思っておりますが、実態で申し上げますと、今のところそういったことは、この内部監査については実施はしておりません。会計責任者の方が日々確認をすると、それから月次の月末管理ですね、の方をしているというところにとどまっているのが実態でございます。

議　　長　青木さんどうですか。よろしいですか。

青木理事　はい。

議　　長　他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。ご意見なければ、採決したいと思います。第１４号議案について、賛成の方は挙手

願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　全会一致により、可決いたします。続きまして、日程番号５、第１５号議案、平成２７年度事業計画（案）について、に入らせていただきたいと思います。事務局からご提案お願いします。

事務局長　はい。議長。第１５号議案、平成２７年度事業計画（案）について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２７年度事業計画（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第１５条第１項第１号に基づき、平成２７年度事業計画（案）を提案します。平成２７年３月１７日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。それでは事前に送付いたしました平成２７年度事業計画（案）の中身の説明の前に、本日お手元にですね、２枚組の一番左上に、平成２６年度第５回理事会説明資料と書かせていただきました追加の資料がございまして、こちらでまず事業計画の概要と申しますか、今回制度改正や新しい法律などがございますので、そういった部分を先に役員の皆様方に状況説明をさせていただきながらですね、それを受けて精華町社協の２７年度事業計画の説明に移らせていただきたいと思いますので、お手数ですが本日お手元にご用意いたしました追加の資料の方からご確認をいただきたいと思います。それからこちらページ数ですが、２段組とさせていただいておりまして、ページ内に２つずつ、ページ番号が付いている格好となっておりますが、このページ番号を申し上げていきたいと思っておりますのでその点よろしくお願いをいたします。２ページでございますが、踏まえなければならない背景ということで、３点挙げさせていただきました。ローマ数字のⅠでは、生活困窮者自立支援法の施行でございます。この４月１日付で新しい法律、この生活困窮者自立支援法が全面施行されるということで、社会福祉協議会としてはこういった法律の影響を受けて、また、この法の趣旨に則って、各事業を進めなければならないというふうに考えております。大きな２点目でございますが、ローマ数字のⅡ、介護保険法の改正及び報酬改定でございます。こちらもこの４月から法改正

並びに報酬の改定がございますので、その影響が本会にも確実に出てくるというものでございます。それから３点目、ローマ数字のⅢでございます。社会福祉法人制度改革が、今、国あたりで検討されておりまして、のちほどまたご説明をさせていただきたいと思いますが、何ヵ所か社会福祉法人として影響を受けてくる部分がございますので、そういったあたりもご説明させていただきたいと思っております。それでは、３ページをご覧いただきたいと思います。Ⅰ、生活困窮者自立支援法の施行です。生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。それから、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずる、というのが法の趣旨の部分でございます。それから４ページには、生活困窮者の定義を挙げさせていただいております。法の中では、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう、という定義づけでございます。主な対象といたしましては、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者とされております。こちらの方は、国の推計で少し古い情報で申し訳ございませんが、福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約４０万人いるというふうに発表されております。それから５ページでございますが、過去１０年遡りまして、生活保護世帯数やその割合、推移をあらわした表でございます。上段、平成１５年度でございますが、一番右端④その他の世帯というところをご覧いただきたいと思います。世帯数で８４，９４１世帯。この構成割合といたしましては９パーセントであったものが、平成２５年７月の概数ではございますが、④同じところをご覧いただきますと、世帯数で２８９，２５６世帯。構成割合は１８．３パーセントということで、もちろん

被保護世帯の総数が増加しているということもございますが、とりわけこの④、その他というところで３倍強の増加ということが実績として出てきているものでございまして、私も日々窓口で相談業務等を実施している者として、この①から③に該当しない方からの相談というものが非常に増えてきているなというふうに感じているところでございますが、国の発表している数字を見てみましても確実に増加しているという状況でございます。次に６ページは全体のイメージ像といたしまして、簡単な表を作らせていただきました。もともとはですね、第１のネット、当然、社会保険制度や労働保険制度となるわけでございますが、その１つ目のネットから漏れてしまうとただちに生活保護制度というところになっていたものを、この４月以降は、その中間に第２のネットを張りまして、これが生活困窮者自立支援制度という制度で、２つ目の受け皿を用意するというのが政府、国が描いているイメージでございます。次に７ページに移りまして、実施の単位でございます。基本的には、福祉事務所設置自治体とする、とされております。従いまして、町村においては、ほとんどが単独設置していないため、都道府県、この圏域でいきましたら保健所が実施主体となります。事業につきましては、こちらに記載しているとおりの事業でございます。８ページです。これら受けまして、精華町社協としての考え方でございますが、１点目。平成２７年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するわけではない、ということをまず１点、ご説明したいと思います。こちらにつきましては、いま今７ページで触れましたように、保健所が実施主体ということになっておりますので、市町村、精華町を飛び越して、保健所から委託を受けるというものではないということはご理解いただきたいと思っております。２点目ですが、しかしながら、全国の傾向や精華町の状況を見てみると、この法の趣旨に則った考え方を既存の取り組みに反映させる必要がある、と認識しております。３点目、特に、生活福祉資金の貸付や福祉サービス利用援助事業については、保健所や町担当課との連携が不可欠になると考えております。９ページでは参考といたしまして、こちらは

精華町の５年前との比較をさせていただいておりますが、一番上が生活保護世帯数でございます。１７１世帯から１９１世帯に増加しております。生活福祉資金の貸付相談件数は５８件から２５０件に大幅に増加しております。それから、生活福祉資金の貸付件数でございますが、１３件から１８件に増加しております。ただし、この中で１点、補足と言いますか説明が必要なものがございまして、平成２１年度当時は別に設置された、現在廃止になっておりますが新たな資金が当時ございまして、その期間中ということで例年よりもこの貸付件数が多かったと、１３件という件数が前後と比較しても多かったということは補足させていただきたいと思っておりますので、実際例年の数値で申しますと、実際はもっと増加しているというような傾向が出ているものと理解しております。それから４つ目でございますが、福祉サービス利用援助事業の利用者数は３名から１６名に増加しております。こういった、精華町内を見てみましても確実に増加しているという状況でございます。１０ページです。１点目でございますが、既存のサービス（事業）についても生活困窮者を意識する必要があることから、利用料の減免制度を導入したいと思っております。具体的には、「ふれあいサポート事業」に利用料減免制度を導入したいと思っております。こちらは事前にお送りいたしました事業計画の５ページの（２）の④に触れさせていただいております。２点目でございますが、居場所づくりは、高齢者や障がい者、子育て中の親子だけに限るのではなく、生活困窮者の社会的孤立をなくすための取り組み（居場所づくり）も必要となってきている、というふうに思っております。具体的には、「居場所づくり支援事業」仮称でございますが、これを２７年度から実施したいと思っております。次に１１ページに移りまして、ローマ数字のⅡ、介護保険法の改正及び報酬改定です。持続可能な社会保障制度を確立させるために、平成２７年４月介護保険法が一部改正される。将来の更なる高齢化に向けて、中重度の要介護者や認知症高齢者になったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにするという「地域包括ケアシステム」の基本的な考え方

を実現していくことを目的としております。また、要支援者等に対しては、効果的・効率的な支援を目ざして「介護予防・日常生活支援総合事業（通称、新しい総合事業と呼ばれております)」が実施されます。ただし、平成２８年度末まで経過措置があることになっております。１２ページです。この新しい総合事業について少し触れておきたいと思っております。１点目、要支援者は、訪問介護と通所介護において、サービスの種類が細分化される、ということでございます。のちほどご説明申し上げます。２点目、訪問看護や通所リハビリなど、その他の介護保険サービスは、従来どおり利用できることになっております。１３ページ、１４ページは新しい総合事業のイメージを表にしているものでございます。一部抜粋となっておりますが、上の１３ページでは訪問型サービスの細分化されたものを表現しておりまして、一番上、白枠のところでは現行の訪問介護相当ということで、①こちらは訪問介護として引き続き提供できるものでございます。それから色付きの部分でございますが、多様なサービスというものが新たに出来まして、さらにサービスの種類が４種類増えるということになります。②が訪問型サービスのＡ。こちらは緩和した基準によるサービスとなっております。失礼いたしました。お手元、色付きと申し上げましたが、印刷の加減で色が付いていないような状態でございます。失礼いたしました。それから③訪問型サービスＢです。こちらは住民主体による支援を想定されています。④訪問型サービスＣ。こちらは短期集中予防サービスということで、おそらく保健師さんなどが集中的に、短期集中型で訪問していくというようなサービスをイメージしております。それから⑤が訪問型サービスＤとしまして、移動支援というふうになっております。従いまして、従来のところは訪問介護１種類であったものが、サービスが多様なサービスということで、場合によっては住民さんの支援を得ながらですね、サービスの種類は増えていくということになろうかと思います。下の１４ページでは通所型サービスについて説明させていただいておりまして、一番上、現行の通所介護相当。①通所介護というのは現行とそのままのイメージでござ

います。下の多様なサービスでは３分類されまして、②通所型サービスＡは緩和した基準によるサービス。③は通所型サービスＢとして住民主体による支援。④は通所型サービスＣとして短期集中予防サービスということで、これら訪問よりは１つ少ない分類となっておりますが、通所型サービスにおいても多様なサービスが３つ設定されることになります。次に１５ページに移りまして、これらの流れ、考え方を受けて、精華町社協として取り組むことでございますが、まず１点目でございます。精華町においては平成２８年度または平成２９年度から新しい総合事業に移行するため、本格実施の時期は精華町と調整することとし、平成２７年度はスムーズな移行に向けての準備の年度として位置づけたいと思っております。具体的には、１つ目の取り組みとして、現在、通所介護と予防通所介護は別々のお部屋で単位を切り分けしまして、スタッフも分けて実施しておりますが、これらの一体的運営を考えております。事業計画の４ページの５番あたりで触れているものでございます。それから２点目でございますが、予防通所介護の場所を活用しまして通所型サービスＡ、または通所型サービスＢに該当するような「居場所づくり支援事業」を実施したいと思っております。先ほど１点目で触れましたように、通所介護と予防通所介護を一体的に運営するということは片方に吸収されるというイメージでもありますので、予防通所介護のお部屋が、いま使っているお部屋が丸々空いてくるということになりますので、単に場所を空けるのではなく、その場所を進歩、改正後の法律に基づく事業として何か取り組みを進めていきたいというふうに考えているものでございます。１６ページに移りまして、訪問型サービスです。訪問型サービスＢを意識し「ふれあいサポート事業」の強化に向けて調査・検討を実施していきたいと思っております。こちらは事業計画の３ページ、２番で触れさせていただいております。次に、中重度の方や認知症の方の地域生活を支援するために、デイサービスセンター機能強化策として入浴機器等を整備したいと思っております。これは過去の理事会の中でもご報告を申し上げたと思いますが、センターの設備の改修について、でござ

いまして、こちらは趣旨としましては、職員の腰痛等予防対策の考え方も含んでいるというふうにご理解いただきたいと思っております。具体的には浴室の改修と機械浴槽の入れ替えを考えております。こちらも事業計画の４ページで触れさせていただいております。１７ページに移りまして、介護報酬の改定については、現介護報酬と比較して、訪問介護においてマイナス３パーセント程度、通所介護においてマイナス５パーセント程度、居宅介護支援においてはプラス３パーセント程度の収入を見込んでおります。いずれも単価ベースの試算でございます。それから、次期介護報酬体系では、加算部分が細分化されているため、現時点での加算の見積りは非常に困難な状況でございます。従いまして、介護事業収入は一定の幅を持たせて考える必要があるのではないかというふうに理解しております。具体的には、年間の介護事業収入は、平成２６年度実績見込みをベースとして考えてみますと、前年度比５００万円～９００万円ほどの収入減少になるという予測を立てております。以上が、介護保険法の改正及び報酬改定の部分です。次に１８ページからはローマ数字Ⅲ、社会福祉法人制度改革について触れております。社会福祉を取り巻く環境が変化する中、平成２６年８月から国の社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人制度の見直しについて検討が重ねられました。主な論点としましては、下にお示ししていますように６点ほど挙げられております。他の経営主体とのイコールフィッティング、いわゆる株式会社などとなります。それから経営組織の強化。情報開示の推進。内部留保の位置づけの明確化と福祉サービスへの投下。社会貢献活動の義務化。行政による指導監督の強化などとなっております。１９ページに移りまして、この基本的な視点でございますが、３つ掲げられております。（１）が公益性・非営利性の徹底です。２つ目には住民に対する説明責任です。３つ目は地域社会への貢献、というところを基本的視点として挙げられております。２０ページに移りまして、この上記の基本的視点を踏まえたうえで、次の項目について検討が進められました。①経営組織の在り方です。理事長や、本会では会長でございますが、理事会・評議

員会などについて、でございます。それから１つ飛ばしまして、③適正かつ公正な支出管理。こちらは財務規律や役員報酬などについて、でございます。それから２つ飛びまして、⑥行政の役割と関与の在り方ということで、自主性の阻害、それから指導監督の機能強化などについて触れられております。今申しました①、③及び⑥につきましては、わたくし事務局の方で事前に確認をいたしましたところ、おそらく大きな影響は出ないであろうということで、こちらは省略させていただきまして、逆に②、④、⑤についてですね、本会に及ぼす影響等を含めてご説明を申し上げたいと思います。まず②の運営の透明性の確保、２１ページをご覧ください。精華町社協として、まず１つ目でございますが、事業報告及び収支予算書などは、各事務所に据え置き、請求があった場合には閲覧に供しなければならない。さらに、インターネットを活用して公表することを指導している。こちら、国の表現でございます。２つ目には、今後は、定款、財務諸表、役員報酬基準などについても法令上公表対象として位置づける必要があるというふうに書かれておりました。こちら精華町社協においては、公表を検討されている規則、財務諸表等については、既にすべてホームページで公表させていただいておりまして、さらに社協の活動などの“見える化”を推進するために、「地域福祉活動ライブラリー」（仮称）でございますが、こういった取り組みを新年度、進めていきたいというふうに考えております。こちらは事業計画の８ページに触れております。次に２２ページの④です。地域における公益的な取り組みの責務。１点目、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給体制の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人と解されている。２点目に、規制改革実施計画、こちらは平成２６年６月２４日に閣議決定されたものでございますが、この計画においては、社会福祉法人の在り方を徹底する観点から、生計困難者に対する無料・低額な料金の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めております。これは先ほどと重複する部分もございますが、「ふれあいサポー

ト事業」の実施・強化並びに減免制度の導入で対応してまいりたいと考えております。２３ページに移りまして、⑤です。内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下というところで、１点目。いわゆる内部留保（利益剰余金）ですが、過去の収支差の蓄積であり、事業に活用する土地、建物等に投資した資産や将来支出が必要となる資金の形をとっている。基本的には事業継続に必要な財産であり、その存在自体が余裕財産を保有していることを意味していないというふうに定義づけされております。従いまして、内部留保と言いますか、収支差の全部が余裕財産ではない、ということは国も認めているということでございます。２点目でございますが、他方、社会福祉法人は公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられている。法人の公益性等を考慮すれば、内部留保の実態を明らかにし、住民に対する説明責任を果たすことが求められている。２４ページに移りまして、また、内部留保の実態を明らかにしたうえで、現在の事業継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これを計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元することが求められています。具体的な対策といたしまして、１点目は、「デイサービスセンター積立金」の造成でございます。まず第１段階として考えているものでございまして、この上のページの１点目にありますように、収支差の全てが余裕財産ではないということでございますが、新会計の考え方に基づきまして、名称については目的を明らかに明示するということから、デイサービスセンター積立金とはっきりと明文化することが良いのではないかということから新設したいものございます。２点目は、地域公益事業、こちらも仮称でございますが、これの実施を考えております。ただし、具体的な方策については、京都府社協並びに近隣の市町村社協と相談しながら決定をさせていただきたいというふうに思っておりまして、実はこの３点目の社会福祉法人制度改革につきましては、正式な通知はまだ出ておりません。あくまでも昨年、国の部会の方で検討され、答申された内容が公表されているというところで予測も織り交ぜて、対応させていただいている

ものでございますので、若干の変更があった場合には、細部について変更させていただくことがあるかと思いますが、こういった社会福祉法人の役割をしっかりと考えながらですね、福祉サービスに余裕財産の一部を計画的に充てていきたいという考え方は２７年度から対応していきたいというふうに思っておりますので、その点ご理解を賜りたいと思っております。それから、事前に送りました事業計画（案）でございますが、こちらの１ページ、それから２ページ、具体的には取り巻く環境や基本方針でございますが、今、追加の資料のである程度ご説明もさせていただきましたので、省略をさせていただきまして、個別の部分で説明をさせていただきたいと思っております。なお、変更部分やそれから新たな取り組みを中心にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、時間の関係上、継続的に実施しているものについては省略をさせていただきますがご了承をお願いいたします。４ページのところから各課、係ごとに具体的な計画を挙げさせていただいております。まず１番、地域福祉課総務係でございますが、（１）の⑤、役員及び評議員の改選事務、とございます。今年１０月に役員改選とそれから評議員の改選が重なっております。当然、事前に準備も進めさせていただきますが、次年度につきましては改選事務の年であるということで、一文追加させていただいております。次に５ページに移りまして、上から５行目の⑦でございますが、地域人づくり事業による人材育成です。これは精華町からの受託事業となっておりますが、実は１年前でございますが、当初平成２６年度１年間で終了する予定で受託運営したものでございますが、実際には開始時期が平成２６年７月からにずれ込んでしまいまして、そのため事業の実施期間が１２ヶ月ということもございまして、平成２７年６月末まで実施することとなりまして、平成２７年度におきましては４月から６月までの３ヶ月だけ継続実施するということになりましたので、こちらに挙げさせていただいております。それからすぐ下の（４）です。各種基金及び積立金の造成管理というところですが、先ほどの資料でご説明いたしましたように、デイサービスセンター積立金を新たに造成した

いというふうに思っております。こちら予算規模は６千万円として計上させていただいておりますが、のちほど予算のところでもご説明申し上げたいと思っておりますが、デイサービスセンターの積立金としましては平成２７年度に１千万円を考えておりまして、別途、財政調整基金に５千万円を検討しております。次に大きな２番、地域福祉課地域支援係でございますが、（２）の④、ふれあいサポート事業の実施です。こちらは事業自体は継続実施とさせていただきますが、先ほどご説明いたしましたように減免制度を実施、導入していきたいと考えております。ただし、タイミング的に４月というのは少し難しくなってきておりますので、年度途中からの導入ということを考えておりますので、こちらのふれあいサポート事業については重点事業としても位置付けていきたいと思っております。それから２つ下がりまして、⑥絆ネット構築支援事業の実施です。京都府の指定を受けまして、精華町から受託金という形で、受託事業という形で運営をするものでございますが、平成２６年度から引き続き、実施する予定のものでございます。それから７ページをご覧いただきたいと思います。大きな５番の通所介護課通所介護係のところでございます。（１）要介護者への通所介護事業の実施。（２）認知症要介護者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施。いずれも重点事業として、引き続き挙げさせていただいているものでございます。先ほどご説明いたしましたように、（１）の要介護者への通所介護事業と、（３）の要支援者への介護予防通所介護事業、こちらについては現行は別々のお部屋で実施しておりますが、４月以降は一体的に実施するということを計画させていただいております。８ページに移りまして、上から３行目の（９）です。デイサービスセンター施設整備（新規）です。予算規模といたしましては１７，２１７千円程度を見込んでおります。こちらは浴槽と主に浴室内の改修、現在冬場は特に寒いというお声をいただいておりますので、その部分に対応したいものと、それから新しい機械浴槽の導入、こういったものを考えております。最後に６番のチーム運営というところでございます。こちらは１つの係や課で対応するのではなく、

係や課を横断して、チームを組んで対応していく取り組みとなっております。（２）の⑤です。地域福祉活動ライブラリー（仮称）の作成です。新規で、かつ重点とさせていただいております。先ほど事業運営の透明化ということもございましたが、単に財政的な部分の透明化のみならず、活動も見える化を図っていきたいというふうに考えておりまして、こちらは社協の取り組みや地域で行われている福祉活動を動画撮影いたしまして、ＤＶＤなどに焼いたもの、それから窓口などでモニターから放映するような方法、また本会のホームページからですね、いつでも好きな活動を閲覧できるような仕組みを新年度考えていきたいと思っております。それから（４）居場所づくり支援事業（仮称）の実施です。新規で、かつ重点としております。こちらは先ほどの追加資料の説明でもさせていただきましたように、高齢者のみならずですね、社会的孤立というところで、現在生きづらさとか暮らしづらさを抱えている方というのはたくさんおられますので、そういった方々を支援できるような居場所づくりの取り組みを進めていきたいと思っております。それから（５）が地域公益事業（仮称）の実施、新規でございます。これも社会福祉法人制度改正を受けて、実施していきたいと思っておりますが、具体策につきましては、まだ正式な通知もない中で、今後ですね、京都府社協や近隣社協と相談しながら社協らしい取り組みを考えていきたいと思っております。最後になりますが、（６）デイサービスセンター１０周年記念感謝祭（仮称）の実施でございます。こちらは隣にありますデイサービスセンターが平成１７年に設立ということになっておりまして、平成２７年度は当然１０周年を迎えるわけでございます。これまでの間、本会の介護のサービスをご利用いただいた方々、現にご利用いただいている皆様方に感謝の意を表するために、感謝祭を実施したいものでございます。以上が、平成２７年度の事業計画（案）として、ご提案をさせていただきたいものでございますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局の方から説明を受けましたが、次の第１６号議案、

平成２７年度収支予算（案）につきましても、この事業計画（案）と関連する部分が多いと思いますので、先に第１６号議案についてご提案いただきまして、のちほど一括で質疑の時間をとらせていただきたいと思います。なお、採決につきましては、それぞれに諮らせていただきますので、ご了承をお願いします。第１６号議案、平成２７年度収支予算（案）について、事務局から提案お願いします。

事務局長　はい。議長。第１６号議案、平成２７年度収支予算（案）について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２７年度収支予算（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第１５条第１項第１号に基づき、平成２７年度収支予算（案）を提案するものでございます。平成２７年３月１７日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。それでは事前にお送りいたしました平成２７年度収支予算書（案）をご覧いただきたいと思います。先ほど経理規程の一部改正についてご提案をさせていただきましたが、新会計ということで今回は全く新しい様式に置き換わることになっております。従いまして、通常でございますと、前年度予算と比較表現をして用いてたわけですが、今回につきましては平成２７年度の収支予算につきましては、比較の対象がないということになっておりまして、平成２７年度単年のみの予算書となっておりますことをまず最初にご説明しておきたいと思います。１枚表紙をお捲りいただきますと、左側のページは目次となっております。１ページにつきましては平成２７年度資金収支予算書、法人全体の予算書ということになっております。見やすいように大区分ごとの集約という位置づけになっております。簡単にご説明いたしますと、下から３行目をご覧いただきたいのですが、当期資金収支差額合計（１１）というところです。マイナスの７３，８５９千円という予算になっております。こちら非常に大きなマイナスになっておりますが、主な理由といたしましては、まず１番上左側にですね、事業活動による収支というところがあるかと思います。こちらが通常、経常経費というような言い方もされますが、日頃普通に事業を実施す

る上でもたらされる収入、それから支出を計上しているものでございます。こちらの収支差額（３）という行になりますが、プラスの５，１３７千円を見込んでおります。それから中段にあります施設整備等による収支というところは、固定資産になっておりまして、先ほどデイサービスセンターの改修のことをご説明いたしましたが、その中で機械浴槽の入れ替えを考えておりますので、これらで１４，９４３千円見込んでおります。収入はございませんのでこの区分でいきますと、施設整備等資金収支差額（６）をご覧いただきますとマイナス１４，９４３千円となります。それからその下、その他の活動による収支というところでは、主に基金や積立金を中心に支出で計上させていただいておりますが、支出の１つ目、基金積立資産支出でございます。こちらの基金と言いますのは、財政調整基金を指しております。５千万円計上しております。さらにその下、積立資産支出というのは、先ほど経理規程でご説明いたしましたように、デイサービスセンター積立資産支出となっております。将来の建て替えに備えるための積立金でございますが、こちら１千万円を計上しております。従いまして、１番最初に（１１）の行で、マイナス７３，８５９千円というふうに申し上げましたが、これから固定資産に係る部分、それから財政調整基金の積立に関する部分を差し引きいたしますと、通常の経費で考えてみますとマイナスの８，９１６千円。これは表記はございませんが、差し引きいたしますと実質収支差額はマイナス８，９１６千円程度になるものというふうに見込んでおります。年度当初からマイナス８９０万円というのは非常に苦しい財政状況というふうに言えるわけでございますが、先ほどもご説明いたしましたように介護報酬の改正の中で加算の部分が不透明な部分もございまして、この週末に説明会もあるというふうに聞いておりますが、実際にそういった説明会で説明を受けた後でないと見積もることも難しいような状況でございますので、このへんは若干幅があるということはご理解いただきたいと思っております。それから２ページの資料の説明でございますが、こちらは事業区分別の予算内訳表となっております。合計欄は先ほどと当

然同じとなりますが、その左側に社会福祉事業区分と公益事業区分ごとの内訳と言いますか、区分ごとの内訳をあらわした表となっております。それから３ページ以降が社会福祉事業拠点区分の資金収支予算書となっております。さらに横綴じになっておりますが、７ページからは一覧で見ていただきやすいように、社会福祉事業拠点のサービス区分ごとの一覧表をご用意させていただいております。それから１３ページ以降につきましては、従来の経理区分の資金収支説明書という位置づけでございまして、今回は新たにサービス区分という表現に統一されていますので、こちら１３ページ、法人運営サービス区分という内訳書をもってご説明させていただきたいと思います。なお、こちらにつきましても例年と大きな差異のないものについては、時間の関係上、説明を省略させていただきたいと思っておりますのでご了承をお願いいたします。まず１３ページの法人運営サービス区分でございますが、収入の部の大区分の上から３つ目、経常経費補助金収入の中区分の２番目の小区分の１つ目でございます。高齢者見守り隊事業補助金収入です。こちら５６万円を計上しております。これは平成２６年度に京都府が補助事業として実施したものでございますが、前年度の実績が１７団体から５６万円の申請を精華町社協でお預かりさせていただきましたので、前年度実績をベースとしまして試算させていただいております。こちら継続実施の確認は京都府に、継続実施されるかどうかにつきましては京都府に確認済みでございます。また時期が来ましたら地域の各団体の皆様方にご案内をさせていただきたいと思っております。それから大区分の４番目、受託金収入の小区分の３番目です。地域人づくり事業受託金収入です。先ほど事業計画の中でも触れましたように２７年度は３ヶ月分のみ事業は継続されるということでその相当額を推測しまして１００万円を計上しております。その下、絆ネット受託金収入です。３９０万円を計上しております。こちらも平成２６年度から継続となっておりますが京都府の指定を受けておりますので、ほぼ確実に見込まれるものと考えております。それから大区分で言いますと、３つ下がりまして助成金収入というところで

ございます。中区分の中小企業労働環境向上助成金収入です。３００万円計上しておりますが、備考書きにありますように、介護福祉機器等助成というものがございまして、これは施設改修の中で機械浴槽の入れ替えを予定しておりますので、昨今、介護職員の腰痛予防対策等に国も力を入れて実施しておりますので、腰痛予防の観点からですね、こういった機械化については一定の助成が受けられると聞いておりますので、３００万円計上させていただいております。それから１４ページをご覧いただきたいと思います。こちらから支出の部となっておりますが、一番下の行でございます、大区分の助成金支出、中区分の助成金支出です。当初予算額１２４万円を計上しておりますが、内訳といたしましては小地域福祉委員会に対する助成金が６８万円、それから先ほど収入でもご説明いたしましたが高齢者見守り活動の助成、こちらが５６万円という見積りでございます。次に１５ページをご覧いただきたいと思います。左端、その他の活動による収支の支出の欄です。大区分の１つ目が基金積立資産支出です。中区分では財政調整基金積立資産支出とさせていただいておりまして５千万円をあげております。今回、役員の皆様方にご提案させていただきたいのは、もともと財政調整基金という規則しかなかったもので、こちらに将来デイサービスセンターの建て替えなどをするための費用も財政調整基金の中に積み立てをさせていただいておりました。ただ今回、法人制度改革の中でも指摘されておりますように、はっきりとした名目を付すということが求められておりますので、その下にありますデイサービスセンター積立資産支出というものを新たにおこしまして、現在保有しております財政調整基金の全額をデイサービスセンター積立資産支出の方に移したいということを考えております。これは予算上にあらわれてくるものではございませんので、資産の移動になりますので、また新年度に入ってから理事会の中でご提案をさせていただきたいと思っておりますが、新たに創設しましたデイサービスセンター積立資産支出、こちらには平成２７年度の予算として１千万円の積み増しを考えたいと思っております。財政調整基金につきましては、一旦全額

をデイサービスセンターの積立予資産の方に振替えさせていただきますと財政調整基金がゼロになるということでございますが、今回新たに５千万円を積み増ししたいというふうに考えております。この金額の根拠でございますが、一般的に言われておりますのは、月に要する活動費の２ヶ月から３ヶ月分が財政調整基金と言いますか、何か不測の事態が起こった時によけておく金額として妥当と言われている金額というふうに聞いておりまして、本会の場合ひと月に２，１００万円の活動費を用意しておりまして、５千万円は、すなわち２ヶ月分で４，２００万円、３ヶ月分で６，３００万円が必要になるわけでございますが、そのほぼ中間をとりまして約２．５ヶ月分をよけておきたいということから、財政調整基金の方に積み増しを提案させていただきたいものでございます。以上が、法人運営のサービス区分となります。次に１６ページが、生活福祉資金貸付事務サービス区分となっております。こちらは例年と大きな変動はございませんので時間の関係上、説明を省略させていただきます。次に１７ページ、福祉サービス利用援助事業サービス区分の資金収支予算書ですが、こちらも大きな変動はございませんので説明を省略させていただきたいと思います。次に１８ページが、共同募金配分事業サービス区分の資金収支予算書です。こちらの方も大きな変動はございませんので説明は省略させていただきます。１９ページでございます。こちらは先ほどご説明いたしましたように訪問介護ということで名称変更となっておりますが、介護保険制度の中の訪問介護事業のサービス区分となっております。収入の部の大区分の３つ目、介護保険事業収入です。中区分で居宅介護料収入がありますが、今回当初予算として収入の見込みは３７，８６０千円程度を見込んでおります。ちなみに平成２６年度、今年度の予測でございますが３９，０００千円程度を見込んでおりまして、やはり約３パーセント下がるのではないかという見込みをもっております。支出の方は大きな変動はございませんので省略させていただきまして、２１ページをご覧ください。こちらは新設されます居宅介護等事業サービス区分。障害者総合支援法に基づくホームヘルパーの事業

の経理区分となります。こちらは平成２６年度までは先の訪問介護と合体したような経理区分になっておりましたが、平成２７年度からは分離させていただいております関係で新設となっております。まずは収入の部、障害福祉サービス等事業収入で、１，２６５千円を見込んでおります。これは２６年度の実績見込みとほぼ同等というふうに考えております。対しまして支出の部で、大部分は人件費支出でございます。１，４４５千円を見込んでおりまして、事業費としましては３２千円、事務費として３千円程度ということで、差し引きいたしますとマイナスの２１５千円ということで、若干の赤字となる区分というふうにご理解いただきたいと思います。次に２２ページに移りまして、老人デイサービス事業サービス区分の資金収支予算書でございます。収入の部、大区分の３番目、介護保険事業収入をご覧いただきたいと思います。総額で申しますと９５，０１５千円の収入を見込んでおります。内訳で申しますと、中区分の１つ目、居宅介護料収入が５７，９７０千円。こちらは小区分の２つ目、介護予防報酬収入というところをご覧いただきたいと思いますが、当初予算で６，４８０千円の収入見込みとしております。平成２６年度は１２，２００千円ほどの収入を予算計上しておりましたので、それから考えてみますと、ほぼ５０パーセントダウンというような予測を立てております。中区分の大きな２つ目、地域密着型介護料収入。こちらは「ほっとぴあ」という愛称で実施している、認知症型通所介護の事業でございますが、こちらにつきましては２６年度とほぼ同程度の収入の見込みを立てております。従いまして、要支援の方の通所介護、予防通所介護で大きく収入を落とす見込みのため、当然介護保険事業収入は落ち込んでいるというふうにご理解いただきたいと思っております。対しまして、支出の部でございますが、２３ページの上から８行目の中区分をご覧いただきたいと思います。業務委託費支出でございます。当初予算額として４，０１２千円を計上しておりますが、例年よりも大きな支出となっております。その理由といたしましては、先ほど固定資産の部分でもご説明いたしましたが、施設改修を予定しておりますので、個

別機械浴槽の購入にあたりましては当然固定資産になるものでございますが、附属工事等につきましては業務委託費として計上しておりますので、この４，０１２千円のうち、２，２７４千円が改修工事費として計上しているものでございまして、例年よりも大きな予算というふうになっております。それからその下、中ほどからやや下でございますが、施設整備等による収支、固定資産取得支出ですが、こちらは先ほども触れましたように、機械浴槽等の購入で１４，９４３千円を計上しております。それから２４ページがボランティア基金サービス区分の資金収支予算書となっております。収入の部は受取利息配当金収入となっておりまして、いわゆる利子収入を充てているものでございますが、当初予算で５４０千円を計上しております。備考書きにございますように、国債の２０年物を購入する計画でございます。参考までに、現在、平成２６年度の配当金でございますが６６７千円で、過去１０年間運用してきておりまして、それから比較いたしますと、来年度から１２０千円ほど配当金が減るということになるわけでございますが、この低金利時代の中で可能な限りできることをご検討いただいた上のご判断ということでございますが、実際のところ、現行の国債１０年物の満期が３月２０日となっておりまして、実際購入したものではございません。現在、まだ１０年前に購入した国債の満期が３日ほど残しておりますので、その満期を迎えた後、速やかに２０年物の国債の購入を進めたいと思っております。その場合には５４０千円程度の利息収入が入ってくるというふうに見込んでおります。次に２５ページに移りまして、施設管理運営サービス区分の資金収支予算書でございます。こちら支出の部のみとなっておりますが、大区分の１番、事務費支出の中区分の２つ目、水道光熱費支出でございます。例年よりも少し金額が上がっておりまして、当初予算額は５，１１５千円を見込んでおります。主な理由といたしましては、この４月から電気代の値上げの通知をいただいておりまして、私ども独自の試算上で約１１パーセントほど電気料金が上げるものというふうに見込みまして、例年より水道光熱費の予算を計上させていただいております。以

上が、社会福祉事業拠点区分の予算でございます。もう一方の、公益事業拠点区分につきましては、２６ページからとなっておりますが、先ほどの社会福祉事業と同じような作りとさせていただいております。主な変更部分のみご説明をさせていただきたいと思います。３つのサービス区分がございますが、１つ目の区分、３０ページをご覧いただきたいと思います。高齢者の生活支援事業サービス区分の資金収支予算書です。こちらは精華町から委託を受けて実施している各事業の収入、支出のサービス区分となっております。こちら大きな変動はございませんので、説明は省略させていただきたいと思います。３２ページです。居宅介護支援事業サービス区分の資金収支予算書となっております。こちらは収入の部で、大区分の２つ目に介護保険事業収入があると思いますが、当初予算額は２４，５００千円を見込んでおります。平成２６年度実績見込みから若干のプラス、これは単価がアップしているということもございますが、若干のプラスを見込んでおります。最後になりますが、３４ページをご覧いただきたいと思います。最後のサービス区分となりますが、地域包括支援センター事業サービス区分の資金収支予算書でございます。収入の部といたしまして、１つ目、受託金収入が１６，４３４千円を見込んでおります。２つ目に介護保険事業収入といたしまして、居宅介護支援介護料収入でございますが、４，８００千円の見込みとなっております。参考までに、平成２６年度の実績見込みで申しますと９，６５０千円を見込んでおります。約５０パーセントダウンという見込みになっておりますが、これは皆様方もご承知のとおり、今年の２月１日付で地域包括支援センターがもう１ヶ所設置されました。北部地域包括支援センター、神の園さんが運営されておりますが、精華町の中を二分、担当区域を二分したということから、こちらの事業収入につきましてはおおよそ半分に落ち込むということでご理解賜りたいと思っております。支出につきましては、大きな差異はございませんので省略させていただきまして、以上が、平成２７年年度の収支予算（案）ということで、先ほどの事業計画（案）とともにご説明させていただきましたので、ど

うか可決承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま第１５号議案と第１６号議案につきまして、事務局から説明をいただきましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。どうでしょうか。

青木理事　（挙手）

議　　長　はい、青木理事。

青木理事　あの、デイサービスセンターがちょうど１０年になるわけですね。今後において、建て替えとかいう先ほど局長言ってはったように、大規模改修になるんか、まったく改築になるんか、そのへんについての、いま現在の考え方があればお聞かせ願いたい。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　はい。ご質問ありがとうございます。現段階で確実に言えることと言いますと、建物自体の減価償却が３８年か、３６年程だったかと思いますので、設立から概ねそれぐらいの年数ですね、４０年弱を目途に建て替えなどを検討しないといけないというふうに漠然と思っておりますが、私自身もこの間１０年程の間に、何度も法改正、大きな制度改正があった中で、部屋を分けたり、また統合したりというようなことを繰り返し実施してきてですね、正直、制度に振り回されているような感も非常に強く持っております。従いまして、大規模な改修が必要になってくる時も、それは想定としてもっておかなければいけないと思いますが、いま計画を立てても、制度改正１つで運用を大きく変えざるを得ないような状況に追い込まれることから、あまりかっちりとした計画を持つよりは柔軟に、弾力的に運用していけるように、基金や積立金を積んでいった方がいいのではないかと現行はそんなふうに考えております。以上です。

議　　長　ただいま第１５号議案と第１６号議案につきまして、事務局から説明をいただきましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

議　　長　よろしいですか。他にありませんか。それではご意見がないようですので、採決したいと思います。まず、第１５号議案。平成２７年度事業計画（案）について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認します。続きまして、第１６号議案。平成２７年度収支予算（案）について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認いたします。続きまして、日程番号７、諸報告に入らせていただきます。事務局から報告願います。

事務局長　　はい。議長。それでは、この理事会の時間をお借りいたしまして、役員の皆様方に事務局から数点、報告を申し上げたいと思います。本日お手元に資料をご用意させていただきましたが、一番上には京都府山城広域振興局長の名で通知がされております、平成２６年度社会福祉法人に対する指導監査の実施結果について（通知）というものがあるかと思います。まず１点目、こちらの指導監査の結果についてご報告を申し上げたいと思います。平成２６年１０月１５日に指導監査を受けまして、別紙のとおり指摘事項がありましたのでご報告をさせていただきたいと思います。１枚捲っていただきますと、別紙１、文書指導事項というのが２点ございます。いずれも評議員会に関することでございます。１点目、評議員会において、平成２０年度より欠員状況が続いており、速やかに補充を行うか、定員等の見直しを行い、欠員を解消すること。２．評議員会に欠席がちの評議員が見受けられるので、全員が出席できるように日程に配慮すること。という文書指導内容でございました。さらに１枚捲っていただきますと、口頭指導事項として、改善報告は不要であるものの、口頭の指導というものが１点付されております。登記に関して、です。会長の就任登記を、就任日以降２週間以内に行うこと。ということでございました。先にこちらの口頭指導の説明をさせていただきたいと思いますが、前回の会長就任の時期から、私どもの暦の勘定の仕方でですね、ちょうど１５日後、最終リミットというふうに考えていたわけでございますが、府の解釈では１５日目に当たるということで、指導ルールでは２週間以内に行うということでございまして、１日遅れているという理由で口頭指導を受けたものでございます。それから文書指導につきましては、報告書の写しをご用意させてい

ただいておりますので、右側のページをご覧いただきたいと思います。指導監査指摘事項改善報告書の写しです。下のところでございますが、改善状況のみご説明申し上げます。平成２５年度の改選時に選出区分を見直し、３名の欠員が１名に減っています。１名の欠員についても、速やかに補充を行えるように努めていきます。２点目ですが、今後もなるべく全員が出席できるように、夕方以降の開催や土日の開催等も検討しながら、日程に配慮していきます。というふうに報告させていただいておりまして、京都府山城広域振興局におかれましてもこの文書を受理していただいておりますので、１点目として報告をさせていただきます。次に２点目でございますが、精華町地域包括支援センターについて、でございます。こちら裏側を先にご覧いただきたいと思いますが、先ほどもご説明いたしましたように、２月１日から、新たに高齢者総合福祉施設神の園様がこの地域包括支援センターの受託運営をなさっております。その担当の割り振りでございますが、相談窓口というところの囲みをご覧いただきたいと思います。川西・精北小学校区にお住まいの方につきましては、高齢者総合福祉施設神の園様、名称は精華町北部地域包括支援センターが担当することとなりました。対しまして、精華台・山田荘・東光小学校区におきましては、精華町社協が運営いたします精華町南部地域包括支援センターが担当することとなりましたのでご報告をさせていただきます。業務の内容につきましては、お手数ですが表側の方に戻っていただきまして、下側に業務内容４点を挙げさせていただいております。お住いの地区などにこういった相談等ですね、必要な方がいらっしゃいましたら、それぞれの窓口となる地域包括支援センターまでご相談くださいますように合わせてお願いを申し上げます。それから３点目でございますが、チラシの写しで恐縮でございますが、大きな文字で「やりがい×成長＝福祉の職場」と書かれたチラシの写しでございます。こちらは、きょうと福祉人材育成認証制度について、でございます。京都府では急速に拡大、成長する福祉業界の人材確保を重点課題として捉えておられまして、給与や定着率が悪い、またキャリアパスが見えない、

などといった理由で、学生をはじめとした若者がなかなか福祉業界を選ばない現状を改善するために、福祉業界が若者にとって安心して働ける業界であることを示すために、この制度を京都府において創設されております。本会においても、この制度の趣旨に賛同いたしまして、この宣言をさせていただきましたので、この場をお借りしてご報告を申し上げます。日付につきましては、２月２７日付で宣言をさせていただいております。この制度の中では、３段階ございまして、第１段階がまず宣言というところでございます。第２段階が認証ということで、一定基準をクリアしたところが第２段階の認証というものを受けられるということになります。さらにその上、第３ステップといたしまして、上位認証というものもあるように聞いております。参考までに、このチラシの裏側に認証されている事業所の一覧が掲載されておりますので、またご覧頂ければと思っております。本会におきましても、人材育成に力を入れていきたいという観点から、この２月に宣言書を出したところでございます。それから４点目の報告でございますが、ボランティア基金に関して、でございます。先ほどは予算審議の中でもご説明を申し上げましたように、この精華町ボランティア基金が１０年前に国債１０年物を購入した関係で、残り３日ほどで満期を迎えるというような状況を迎えております。満期後どのようにこのボランティア基金を運用していくかということについて、１月に１回、２月に１回、それぞれこの基金の管理運営委員会を開催していただいております。その時の最終資料を本日ご用意させていただきましたが、結論といたしましては、左側の番号２番、利付国債２０年という選択となりましたので、ご報告を申し上げます。１番右端のところで記載しておりますように、これは２月１６日付の資料でございますが、実質利回りが年１．０６８パーセントと推測いたしますと、５４１，７３０円の利息配当があると予測されているものでございますが、先ほども触れましたようにこれは１ヶ月前の資料でございまして、この間も、少しではございますが増減しているような状況でございますので、３日後の３月２０日に満期を迎えて、その後速やかにです

ね、実質利回りの調査をいたしまして、年１．０パーセントを超えている場合は速やかに２０年物の国債を購入したいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。それから、１番最後になりますが、カラー刷りのＢ４型のチラシでございます。上に、精華町いのちのリレーまつりと書かれたイベントの告知チラシでございます。右下ご覧いただきますと、終活フェアというふうにも書かれておりますが、町内の事業所で、かつ、福祉サポート店にも登録していただいております株式会社花駒様と、これまで２回終活フェアを共催という形で実施させていただいております。次回につきましても、実行委員会形式となりましたが、いわゆる終活フェアを開催することとなりましたので、役員の皆様方にご報告を申し上げます。今回につきましては、終活フェアという名前が、どうしてもご年配の方だけの参加をイメージさせてしまうということから、お子さんから命の大切さを考えていただきたいという狙いで、精華町いのちのリレーまつりという、大きな打ち出しタイトルを入れまして、４月２６日にかしのき苑並びにデイサービスセンターを使いまして、終活フェアを開催したいと思っております。１点ご案内でございますが、裏側をご覧いただきますと、小さな文字で恐縮でございますが、いのちのフォト・イラスト・川柳コンテストの要項を記載させていただいております。今回は命の大切さを感じていただくためのイベントとして位置付けておりまして、事前に命をテーマとしたフォト（写真）やイラスト、川柳を事前募集させていただいております。すでに始まっておりますが、３月１日から４月１０日までの間、ご応募いただきたいと思っております。それから事前に選考いたしまして、この４月２６日のいのちのリレーまつりの中で各賞を発表と、それから表彰をさせていただきたいと考えておりますので、役員の皆様方やご家族、ご友人でご興味のおありの方がいらっしゃいましたら、こういった写真や川柳をどんどんご応募いただきたいと思っておりますので、その点ご協力も兼ねましてお知らせをさせていただきたいものでございます。以上、諸報告が数点ですが、このお時間をお借りして役員の皆様方にご報告を申し上げます。以

上です。

議　　長　それでは本日の案件は以上のとおりですが、全般的なところで理事、監事の皆様方から何かご意見はございませんでしょうか。

青木理事　（挙手）

議　　長　はい。どうぞ。

青木理事　気になるのは、先ほど、府のね、指導監査の報告があったんですが、これは主に２５年度の内容の監査。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　監査対象は、前回受けた後のものになりますので、２４年度の途中から２５年度、２６年度の途中までが調査対象になります。

青木理事　ですね、はい。その中で、ちょっと、あの、指摘事項があるわけですね。特に評議員会の関係で、２番の部分。あの、ちょっと私の錯覚かわかりませんけれども、おそらく今のままでいけば、来年度、２７年度の指導監査で同じようなことが理事会の関係で、理事にそういう指摘事項が出てくる恐れもあるんじゃないかというように、ちょっと感じますんでね。そのへん、会長、副会長なり、事務局はどう考えているのか、ちょっとお伺いしたいなと。

岩里会長　失礼します。評議員の皆さんの方の指摘がございますが、これは、まずこの点については今日も話をしていたんですが、南山城関係で見てますと、どこともに評議員さんのお集まりが難しいということで、あるところになれば評議員数を相当減員して対応するというような社協も出てきたようでございます。１番人数も多ございますので、このへんが１番難しいと思います。もう１つ、今ご指摘のあります、これは理事会のメンバーに波及するかどうかということになると、私どもの方も理事会の出席率は大きな問題を抱えているとは思っておりませんので、もう少し様子を見てからにしていきたいというふうに思っております。以上です。

議　　長　他にございませんでしょうか。ないようですので、以上をもちまして議長を降壇させていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

以上、本理事会の案件は全て終了したので、午後８時２０分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２７年３月１７日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２６年度第５回理事会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印